

八王子市母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要綱

平成27年4月1日施行

平成28年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市母子家庭等就業・自立支援センター事業(以下「センター事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 センター事業は母子家庭の母及び父子家庭の父(配偶者の暴力により親と子で避難している事例等で婚姻の実態は失われているが、やむを得ない事情により離婚の届出を行っていない者を含む。以下同じ。)並びに寡婦(以下「母子家庭の母等」という。)に対し、家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ適切な助言を行う就業相談の実施、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービス等の提供を実施するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する情報提供を行うなど、母子家庭の母等の自立への支援を総合的に行うことを目的とする。

(事業の実施方法)

第3条 当事業は、生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業と共同で実施すること及び、事業の全部又は一部を母子・父子福祉団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、職業紹介等を行う企業等へ委託することができる。

(対象者)

第4条 対象者は母子家庭の母等とする。また、母子家庭及び父子家庭の児童も本事業の対象とすることができる。

なお、次条第1項第4号の事業については、離婚前の者も対象に含むことができる。

(事業の内容等)

第5条 一貫した就業支援サービスの提供を実施するとともに、在宅就業促進事業を実施し、総合的な自立支援を行う。また、相談員の資質向上及び広報啓発並びにニーズ把握調査を行い、母子家庭等の自立促進を図るため、次の事業を実施する。

(1) 就業支援事業

ア 就業相談

個々の母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適正、就業への意欲形成、職業訓練の必要性、求人等の情報提供等に対し、適切な助言や支援を行う。また、就業相談に応じたときは、その内容等を記載した記録を作成し、適切に管理する。

イ 就業促進活動

地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を求める活動を行うとともに、求人開拓を行うなど、効果的な就業促進活動を行う。

(2) 就業支援講習会等事業

様々なニーズがある母子家庭の母等が就職準備等に関するセミナーや就業に結びつく可能性の高い技能を習得するための就業支援講習会を以下のように開催し、開催後受講者に対して就業相談等就業支援を行う。

ア 就業支援セミナーの実施

母子家庭の母等への支援策の情報提供や、就職準備、資格取得、起業家支援等に関する就業支援セミナーを開催する。

イ 就業支援講習会の実施

パソコン講習会等就業に結びつく可能性の高い就業支援講習会を実施する。

ウ 託児サービスの実施

母子家庭の母等がア、イの事業に容易に参加できるよう、児童を預かる託児サービスを実施する。
なお、児童に対して補食等を提供する場合は、利用者に実費負担を求めることができる。

(3) 在宅就業推進事業

在宅での就業を希望する者を対象としたセミナーを開催する。

(4) 養育費相談事業

養育費に関する情報提供を実施する他、講習会や個別相談等を実施して生活の安定を図る。

(5) 相談員等研修会事業

市の相談員等の資質向上のため、母子家庭等の支援に関する研修会を実施する。

(6) 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

地域の支援メニューが地域の支援ニーズに適合したものになるよう不断に見直しを行うため、年に1回母子家庭の母等を対象としたアンケート調査を実施するとともに、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにするため、メールなどの情報発信を行い、支援施策の周知を進める。

(関係機関との連携)

第6条 本事業の実施にあたっては、公共職業安定所、養育費相談支援センター、児童相談所、母子生活支援施設、法テラス、母子・父子福祉団体、福祉事務所、母子・父子自立支援員、婦人相談員、生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業及び就労準備支援事業、保健所、子ども家庭支援センター等関係機関と密接な連携を保ち、支援が効果的に行えるよう努めなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、センター事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

